

発議案第 9 号

大学の学費値上げに関する意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 12 月 20 日

提出者	盛岡市議会議員	神 部 伸 也
賛成者	盛岡市議会議員	中 村 亨
〃	〃	鈴 木 努
〃	〃	高 橋 和 夫

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

大学の学費値上げに関する意見書

近年、物価高騰のもとで国立・私立大学の授業料の大幅値上げや学費スライド制の適用など、値上げが加速しています。国立大学では、2019年以降、7大学で学費が値上げされており、東京大学が今年9月に授業料引上げを発表したことで、国立大学での値上げ連鎖が起きかねない状況です。私立大学でも今年4月、1万人以上の大規模私立大学の35%にあたる14大学が、物価高騰を主な理由として学費を値上げしました。

国際人権規約は、高等教育における「無償教育の漸進的な導入」をうたい、学費を値下げし無償化に進むことを世界標準と位置付けています。日本政府も2012年に、同規定への保留を撤回し、来年度から「多子世帯の大学等の授業料等無償化」が始まりますが、学費の値下げと奨学金の抜本拡充が進んでいません。

現状でさえ、大学生、卒業生及び子育て世帯は、高額な学費、貧弱な奨学金制度、利子も含めた奨学金の返済により、既に重い負担を強いられています。学生は、学費や生活費を賄うためのアルバイトに時間を割かなければならず、勉学や研究に集中できない状況が生じています。学費値上げの負担を学生と家族に強いれば、若者の教育を受ける権利を奪い、未来を奪い、大学の活力や研究の質の低下を招き、社会にとって大きな損失を与えることとなります。

憲法第26条に定められた教育を受ける権利をすべての国民に保障するためにも、下記事項を要望します。

- 1 各大学が学費の引上げをせず、引き下げることができるような措置を講じ、高等教育における「無償教育の漸進的な導入」をさらに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年12月20日

盛岡市議会